

第292回長崎県南部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催年月日 令和4年12月6日(火) 14:00～15:09
2. 通知年月日 令和4年11月29日(火)
3. 公示年月日 令和4年11月29日(火)
4. 開催場所 長崎市尾上町3番1号  
県庁3階 321会議室
5. 出席者  
(委員) 吉谷会長、吉本委員、本西委員、野田委員、村田委員、  
岡部委員、菊地委員、松尾委員、小林委員、中澤委員、  
浅川委員、岡村委員、松下委員、山外委員、五島委員  
(事務局) 中ノ瀬次長、市山課長補佐、山下係長  
(長崎県) 漁業振興課 松本企画監  
資源管理班 宮原課長補佐、石田主任技師  
漁業調整班 藤田主任主事、円口技師
6. 議題  
第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)  
第2号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)  
第3号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定  
について(諮問)  
その他 令和4管理年度におけるまあじの追加配分について

7. 議事

事務局	定刻となりましたので、ただ今より第292回長崎県南部海区漁業調整委員会を開催いたします。 まず、初めに吉谷会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(会長挨拶)  それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。
事務局	本日は、松下委員はオンライン参加となっており、定員15名中、15名全員の委員が出席となっております。

出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第145条第1項の規定により本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日は第1号議案の説明のため、漁業振興課漁業調整班、藤田主任主事、円口技師、第2号、3号議案、その他の説明のため、同課資源管理班、石田主任技師が出席しておりますのでご紹介します。

会 長

これより議事に入ります。

本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私の方から指名します。本日の議事録署名人は、「岡村委員」と「本西委員」にお願いします。

今回の議題は、お手元の資料のとおり、

○ 第1号議案

新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)

○ 第2号議案

長崎県資源管理方針の変更について(諮問)

○ 第3号議案

長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)

その他

令和4管理年度におけるまあじの追加配分について

となっております。

会 長

それでは、

第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案について、お手元資料の5ページをご覧ください。県から諮問文が参っておりますので、朗読させていただきます。

(諮問文朗読)

また、お手元の資料6ページと11ページから関連する資料を添付しておりますので、県担当者(漁業調整班)から説明いたします。

漁業振興課

本庁専決許可において、次の許可申請を受け付ける漁業にかかる諮問内容を説明。

○なまこ潜水器漁業(江ノ浦地区)

○いわし、あじ、さば棒受網漁業(長崎市みなと地区)

○小型いかつり漁業

会 長

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

岡部委員	二番目の敷網漁業は長崎市みなと漁協からの申請ということで、操業区域の地先漁業権区域のうち、どこを中心に操業するか把握できていますか。
事務局	申し訳ありません。そこまでは把握しておりませんでした。
事務局次長	もともとが旧長崎市西部漁協の方々からの要望でございますので、43、44号が操業の中心になると思います。
岡部委員	よろしいでしょうか。操業区域の40号は旧深堀漁協地先になるわけですが、隣の南共39号に長崎県南部海区では唯一のマグロ養殖漁場があります。マグロは光にもものすごく敏感な魚なので操業する際はご配慮をお願いしたいというところです。もし40号の区域を中心に操業するのであれば、長崎市みなと漁協との協議等させていただきたい。ただ、この許可が出た場合にその船舶が40号の区域で操業をしても許可区域内の操業となりますので、問題はないですが、唯一長崎県南部地区でマグロ養殖の漁場として頑張っている場所で、野母崎三和漁協も養殖業を発展させていきたいということで、お尋ねしました。
会長	他にご意見等ございませんか。
全委員	(意見等なし)
会長	他にご意見等もないようですので、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」については、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申してよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
会長	ご異議もないようですので、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」については、諮問原案どおり公示することに差し支えない旨、答申することに決定しました。
	続きまして、第2号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	第2号議案について、お手元の資料の14ページをご覧ください。  (諮問文朗読)  また、お手元の資料16ページから関連する資料を添付しておりますので、県担当者(資源管理班)から説明いたします。

漁業振興課	<p>長崎県資源管理方針別紙において、本県漁船隻数の減少に伴う漁獲努力量の変更について説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まあじその他漁業、まいわし漁業、さんま漁業、まさば及びごまさばその他漁業について、2万隻を19千隻に変更。</li> </ul>
会長	<p>ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。</p>
全委員	<p>(意見なし)</p>
会長	<p>他にご意見等もないようですので、第2号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」については、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申してよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ご異議もないようですので、第2号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」については、諮問原案どおり諮問原案どおり変更することに差し支えない旨、答申することに決定しました。</p>
会長	<p>続きまして、第3号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>第3号議案について、お手元の資料の46ページをご覧ください。</p> <p>(諮問文朗読)</p> <p>また、お手元の資料48ページから関連する資料を添付しておりますので、県担当者(漁業調整班)から説明いたします。</p>
漁業振興課	<p>令和4年11月22日付4水管第2739号農林水産大臣名通知により、令和5管理年度における都道府県別知事管理漁獲可能量の当初配分のなされたことから、長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定(案)について次の魚種について説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まあじ、まいわし対馬暖流系群、さんま</li> </ul>
会長	<p>ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。</p>
岡部委員	<p>令和4半期年度のマイワシの国留保の29,100トンの最終案をどうなっているか教えてください。</p>
漁業振興課	<p>最新、直近のということはどうなっているのかということですが、当初国留保29,100トンありましたけれど、直近ですと残りが国留保5,950ト</p>

ンとなっております。

岡部委員 県別の配分数量を教えてください。

漁業振興課 直近の配分数量については数量明示についてですが、大中まき網が10,000トン、富山県が8,400トン、石川県が18,100トン、島根県が44,850トンとなっております。

岡部委員 先ほどの説明の中で、令和3年から令和5年までの3カ年についてはシェア配分の数値は変わらないということで説明を受けましたが、やはり、イワシ類、サバ類については年変動がかなり激しい魚であり、それを令和3年からのシェア配分率ですので、このデータは31年から令和2年くらいの水揚げデータに基づいて配分していくということです。  
今、令和5年を迎えようとして、その時に7年前、8年前のデータを基に算出した数字で漁業現場に求めていくと、やはりこのあり方自体が無理があるというふうに、現場で漁業を営む者とすれば考えられます。  
国とすれば制度としてありますといってしまうかもしれませんが、やはり、今、デジタル収集も図ろうとしています。データ収集力も上がっているようにしています。そういう中で、デジタル化も無いころに使っていた手法で3年間のデータに基づいて出した。それから3年間は年度、第何年度分ということで3年間固定でいく、これではやはり漁業現場が混乱してしまう。要するに、ここについてはやはりもっと漁業現場が混乱しない方法が本当はないのか、というのを強く水産庁に求めていただきたいと思えます。

会長 要望ですね。

全委員 そうですね、強く求めます。

会長 他にご意見等ございませんか。

(意見なし)

会長 他に、ご意見等もないようですので、第3号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」については、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申してよろしいでしょうか。

全委員 (異議なし)

会長 ご異議もないようですので、第3号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」については、諮問原案どおり諮問原案どおり設定することに差し支えない旨、答申することに決定しました。

続きまして、その他の件で「令和4管理年度におけるまあじの追加配分について」ご報告願います。

漁業振興課

(資料説明)

会長

これに対して、何かご意見はありますか。

岡部委員

2回目の追加配分をした時の直近の漁獲データの何月であったか、数量がいくらであったか教えて下さい。

漁業振興課

配分した時の時期 11月、10月中の漁獲量にあるかと思いますが、いま手持ちにありませんので、後ほどお示ししてもよろしいでしょうか。

岡部委員

何パーセント行っていましたか。

漁業振興課

消化率でしょうか。消化率については7割も行ってなかったと思います。

岡部委員

今の7割は、当初の7割、1回目の追加の7割ですか。

漁業振興課

1回目の追加配分後ということです。

岡部委員

2回目の追加配分は必要と考えますか。

漁業振興課

長崎県にとっては、過去の実績からみると、今回の追加配分を受けなくても耐えうるであろうと見込まれますけども、マイワシの漁獲の抑制をお願いしているというところもありますし、サバの漁獲も積みあがっていることもありますので本県としてはほかの魚種は獲れるよう、なるべく多くの量を確保するという考えのもと、追加配分を要望したところでございます。

岡部委員

消化率の問題も出てきますので、今の説明のように、イワシに制限がありサバにも制限があるので、できるだけアジの方の漁獲を伸ばしていただきたい。その伸ばすのに配分量もしっかり確保していきたいという部分を漁業現場にしっかり伝えていくこと。やはりこのTACの取組をもう少し漁業現場に伝えていく努力が必要だと思います。不必要なものは申請して、国に漁獲枠が余っているから、そちらは不必要なのに配分されたようなイメージを与えてしまう。ですので、そこら辺の県としての取り組みの中身をもっとしっかり漁業現場に伝えることの大切さもあると思っていますので、今後そのような取り組みをお願いします。

漁業振興課

ご意見ありがとうございます。

会 長	他に、委員から何かありませんか。
全委員	(なし)
事務局	次回開催及び天草・不知火海区との協議会開催予定を報告。
会 長	何もないようですので、よいお年となりますよう祈念して、第292回長崎県南部海区漁業調整委員会を閉会いたします。  < 閉 会 >

---